

高圧ガス消費者の保安心得チェック項目要旨

■高圧ガスの貯蔵の基準

軽量な不燃性の屋根の下・40℃以下、立てて保管
 通気、直射日光回避、転落・転倒防止、海水／水気を避ける（乱暴な扱いとみなす）
 充空区分／可燃性と酸素分置、不要なものを同居させない
 2m以内火気厳禁、警戒標識掲示・消火器設置
 貯蔵届出／許可申請（300m³または3t以上の貯蔵/保安法）

■高圧ガスの消費の基準

バルブは静かに開閉する・通気・40℃以下・立てた場合は転倒注意
 ガス溶接・切断には溶接技能修了者／ガスや容器を別用途使用、車載使用禁止
 消火器／防火用水準備／ハンドル常付／専用の調整器
 非使用時は加圧ハンドル緩める・バルブ閉栓・キャップ装着

酸素・アセチレンなどの可燃性ガスは以下の他、別紙「周知文書」を参照
 酸素関連設備の禁油／禁グリース
 アセチレンは帯電防止／ボンベは立てて使用
 ホース吹管の適正利用・老朽化管理／保護具着用

特定高圧ガスには取扱主任者の選任、都道府県への届出が必要

■高圧ガスの移動の基準

- ◇公道・車両による運搬・移動
 - 防災安全工具・警戒標識・イエローカード(可燃/毒/酸素)・消火器(可燃/酸素) 必携
 - アセチレン・液化ガスは立積み、転倒防止、直射日光回避・40℃以下
 - 長時間（2時間）の積載駐車禁止／密閉車両による移動中は換気措置
- ◇構内の移動
 - バルブ閉栓、キャップ装着
 - LGCは台車（ボンベもできれば専用台車）
 - ボンベは丁寧に扱う（引きずらない、転がさない、ぶつけない）
 - 消費中の移動禁止・アセチレンは横に倒さない

■高圧ガスの製造（及び販売）行為の禁止（都道府県への許可又は届出が必要）

高圧ガス（液化ガス含）として出力する場合は減圧・昇圧共に「高圧ガスの製造」
 高圧ガス容器への移し変えは「高圧ガスの製造」

■その他の注意

未使用容器の迅速な返還／長期滞留の禁止／不使用容器の放置禁止（30万以下の罰金）
 酸素・空気以外の高圧ガスは窒息性(毒性のものも有)と高圧であることに注意！
 緊急時の対応／消防・警察・県・販売業者への連絡義務
 遵法・安全最優先・自主保安（保安を他人任せにしない）
 必ず容器の最長貸与期限を合意して、長期停滞容器は絶対に出さない